

平成19年度 地籍調査事業についてのお知らせとお願い!

仙北市(角館地区)では、平成4年度から土地の基本となる地籍調査事業を実施しています。地籍とは、一筆ごとの地番・地目・面積・所有者・権利関係を記録したもので、人の戸籍にあたるものです。

これまでの土地の基本となる土地台帳や地図は、明治時代に作成されたものでありますが、当時は測量技術があまり発達していなかったことなどから、実際の土地に比べて大きさや形が異なっている所なども数多くあり、境界紛争の原因にもなっていました。

この地籍調査事業で、みなさんの所有している土地(宅地・田・畑・山林・原野など)の正確な地図や台帳をすることにより、災害などで境界が不明になっても容易に復元することが出来たり、境界紛争等のトラブル防止になるなど、市民のみなさんにも多くの利点がありますので、次の調査計画区域に土地を所有されている皆様方のご協力をお願いいたします。

■平成19年度調査計画区域 仙北市角館町山谷川崎 雫田(一部)、東雫田(一部)、南雫田(一部)

■調査実施期間 平成19年7月上旬から9月中旬
※関係者の方々には事前にご通知いたします。

■お問い合わせ先 仙北市 総務部管財課 国土調査担当(中町庁舎) TEL(43)3385

介護保険事務所からのお知らせ

平成19年度介護保険料の納付について

65歳以上の方の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表1参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの天引きによる特別徴収に分かれます。

◎普通徴収……7月中旬送付の納付書により納期限日(表2参照)までに納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。(申し込み用紙は金融機関窓口にあります)

○普通徴収の対象となる方……年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けてない方、老齢福祉年金を受給されている方、平成19年度中に65歳になられた方

◎特別徴収……年金支給月(偶数月)に天引きによる納付となります。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

表1【平成19年度介護保険料】

段階	区分(平成19年度の住民税課税状況による)	保険料(年額)	
第1段階	生活保護受給者か老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	23,940円	基準額×0.5
第2段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)以下	23,940円	基準額×0.5
第3段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)を超える	35,910円	基準額×0.75
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に課税者がいる)	47,880円	(基準額)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	59,850円	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	71,820円	基準額×1.5

※平成18年度税制改正の影響で住民税が課税となり保険料段階が上昇した場合には、急激な負担上昇を抑え、ゆるやかに引き上げる激変緩和措置がとられています。

表2【平成19年度普通徴収介護保険料納期限日及び口座振替日】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	1月4日

※納期限日を過ぎると介護保険料に加えて、督促手数料100円がかかる場合があります。

●問い合わせ先 介護保険事務所 保険指導班 TEL0187(86)3911
仙北市福祉事務所長寿子育て課 長寿いきがい係 TEL(43)2281